

ID: 16

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町使用料の徴収に関する条例 第4条		
例 規 番 号	昭和39年 条例第9号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第四条 町長は、詐欺その他不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日